

議案第 33 号

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
第 1 条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

任期付職員給料表

級	給料月額（円）
1	186,500
2	214,000
3	254,000
4	273,400
5	288,500
6	313,900
7	355,600
8	388,700

第2条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第7条第2項中「特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する」を「前項の給料表の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の各号に定めるとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」に改める。

第9条第2項を次のように改める。

- 2 任命権者は、前項の給料表の号給を、その複雑、困難及び責任の度に基づき、決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な職務の内容は、給与条例別表第4アに定めるとおりとする。

第9条第3項を削る。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年松阪市条例第38号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第3条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第3条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。